

広報



あみ

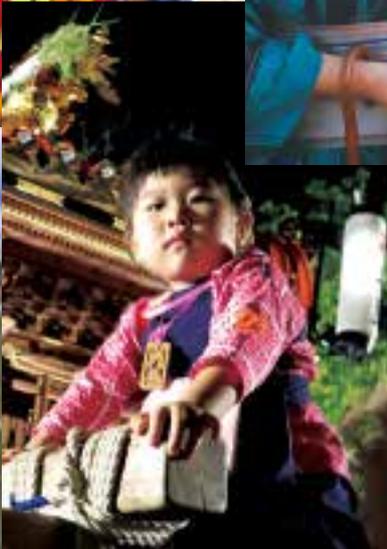
9

2023

人と自然が織りなす、輝くまち No.750



つながる心 つたわる笑顔





2023

まい・あみ・まつり

4年ぶりとなる「まい・あみ・まつり」が8月5日・6日開催。
2日間で延べ6万3千人が来場。会場は「活気」と「笑顔」で
満ちあふれました。



こんにちは、あみっぺです！
今回はみんなに
お願いがあるんだ！



あみっぺに取材して ほしいこと大募集!!

まちの魅力 再発見 あみっぺ が行く

特集記事「まちの魅力再発見 あみっぺが行く」では、
ぼく、あみっぺが記者となって取材に挑戦中！
令和2年11月号から隔月で広報紙に記事を掲載しているよ。
みんなは読んでくれているかな？



これまでぼくが魅力を感じた
ことを取材してきたけれど、
これからはみんなが気になっ
ていることやオススメしたい
ことなども取材したいと思っ
ているよ！

今までの
特集記事はこちら



そこで、こんなことを教えてくれると嬉しいな!

町のおすすめのお店

身近なすごい人、頑張っている人

わたしだけが知っている町の絶景スポット

町で見つけた珍しいもの

町で見つけた不思議なもの、あれは何?と知っているもの

町にあって行ってみたいけれども躊躇している・なかなかいけなところ

町のおいしいもの、おいしい食べ方

ぼくが取材しに行くよ! 知らない場所に行ったり、知らない人に会いに行ったりするのはちょっぴり緊張するけれど、わくわくするな! 取材がんばるぞ~★



投稿方法

はがき、ファクシミリ、メールから投稿してね

投稿先

〒300-0392 阿見町中央1-1-1 阿見町役場 広報戦略室
FAX: 029-887-9560
E-MAIL: hishokochoka@town.ami.lg.jp

記載内容

- 取材してほしい内容
- 広報紙に掲載する場合のペンネーム(匿名も可)
- 氏名
- 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)

※投稿数が多い場合は、掲載できないこともあります。あらかじめご了承ください。

今まで知らなかったことを知ることができるのが楽しみだな♪
次は11月号通常版で会おう!

町公式マスコットキャラクター
あみっぺは2018年8月のまい・
あみ・まつりでデビューして、
今年で5周年を迎えます。
これからもあみっぺのことを
よろしく願っています!

【お問い合わせ】 阿見町 町長公室 秘書広聴課 広報戦略室 ☎888-1111 (内線283)

『き』っと『み』んなの『は』っぴー『ら』んど! 君原小へおいでよ!

君原小学校は
町内どこからでも通学できる
“小規模特認校”です!



君原小学校は全校児童55人の小さな学校です。町で唯一、町内のどこからでも通学できる「小規模特認校」として、地域の特色を活かした体験活動と特色のある教育を行っています。

地域の特色を活かした体験活動を行います!

- 周りの豊かな自然を生かした沢山の体験活動を行います。さまざまな作物づくりや収穫体験、ポニーの乗馬体験など、地域の方々にご協力をいただきながら自然や動物に触れ合う活動を行います。
- 茨城県立医療大学の協力による科学体験授業「アイラボキッズ」を行います。
※令和4年度は「手作り顕微鏡作り」「昆虫観察教室」「雲を発生させる実験」を行いました。
- 上級生を中心に伝統芸能の後継者として、君島地区に伝わる町指定民俗文化財「ひよっこ」踊り体験や、和楽器の演奏体験を行います。

時代の変化に応じた特色のある教育を行います!

- 少人数教育のよさを活かした、きめ細かな指導を行います。
- 75型大型デジタル黒板やタブレット端末を用いたICT教育を充実させ、学びの個別最適化、個性化を図ります。柔軟な授業編成が可能なおかげで、オンライン授業も積極的に取り入れます。
- 君原小専属のALT (Assistant Language Teacher) を配置して、低学年から外国語活動を行います。外国語以外の教科の授業にもALTが加わり、日常的に外国語に触れることで語学力とコミュニケーション能力を高めます。



5年生：みんなで稲刈り



1・2年生：ポニーと触れ合い



3～6年生：ひよっこ踊りを披露



地元のお寺で校外学習



県立医療大アイラボキッズ



小規模特認校制度・
手続きに関する問い合わせ先

町教育委員会 学校教育課 総務係 ☎029-888-0220

PICK UP!



「17の目標」

第2弾

3 すべての人に健康と福祉を



目標3 すべての人に健康と福祉を

～あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する～

世界の現状を知っていますか？

目標3の最大のゴールは、妊産婦・新生児・5歳以下の死亡率を下げることです。世界中で、年間に死亡する5歳未満の子どもの数は500万人以上いるといわれており、約6秒に1人が命を落としています。主な死因には、「エイズ」や「結核」、「マラリア」などの伝染病がありますが、約3割は「栄養不良」が関係しています。すべての人が健康に暮らし、福祉を充実させるために、さまざまな取り組みが求められています。

私たちにできること！

- ✓ 健康診断や予防接種を受ける
- ✓ 健康のために食生活の改善や、運動の習慣化をする
- ✓ 近場への用事はなるべく徒歩で行く

自分の健康を守るために

日本では、人口減少・高齢化により社会保障費が増加しています。医療設備や人的資源にも限りがあるため、健康でいることは社会全体のためにもなります。予防接種などの感染症対策とともに、健康寿命を縮める非感染症患者にも注意が必要です。日々の食生活・運動習慣を見直して、リスクを下げていきましょう。

※非感染症患者…がん、糖尿病疾患、呼吸器疾患、メンタルヘルスをはじめとする慢性疾患をまとめて総称したものの



SDGsに関する情報は町ホームページへ



私にもできるSDGs

Let's walk

ヘルスロード

ヘルスロードって？

ヘルスロードとは、県が一般の公道を歩きやすい道として指定したものです。子どもからお年寄り、障がいのある人にも安全に歩ける身近なコースとなっています。一人一人が健康に気を付けることもSDGsの一つです。ぜひ利用してみてください！

運動の習慣化！

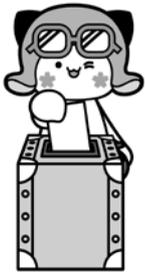


阿見町ヘルスロード

- (I) 総合運動公園コース
公園内の舗装された道で、安全に水生植物園などの景観を楽しむことができます。
- (II) さわやかコース
桜並木の歩道で、学校や役場などの施設を周回するコースです。
- (III) 予科練平和記念館と霞ヶ浦湖畔コース
記念館から霞ヶ浦湖畔を歩くコースです。往路は霞ヶ浦、復路は筑波山を臨むことができます。
- (IV) 本郷ふれあいコース
幅の広い歩道にハナミズキ、メタセコイア等の街路樹が並び、自然と調和した街並みを楽しむことができます。

コースマップは県ホームページへ





阿見町選挙管理委員会では、 投票立会人になっていただける人を 募集しています！

阿見町で行う選挙では、公職選挙法に基づき、期日前投票所を含む各投票所において、有権者の投票が適正に行われるか立ち会うべき「投票立会人」をそれぞれ2人以上選任し、立ち合わせています。また、町内の病院等の施設で行われる不在者投票において、それらの施設に派遣する投票立会人である「外部立会人」の選任も行っています。

阿見町選挙管理委員会では、選挙に興味のある方に、積極的に投票立会人としてご参加いただくために、阿見町投票立会人公募登録事務実施要綱を制定し、投票立会人候補者の事前登録を行い、選挙の投票日が近付いたころに立会希望調査を行い、ご都合の良い日程で立ち会うことができるように制度を設けています。

令和5年度においては、令和6年3月に阿見町議会議員一般選挙が予定されています。町の施策の方針等の決定に影響のある、大変重要な選挙です。この機会に、ぜひ投票立会人候補者として登録してみませんか？

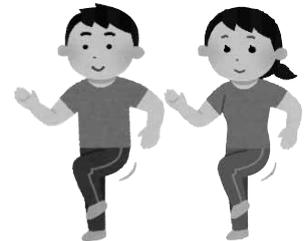
募集情報

- ▼登録者の要件 阿見町の選挙人名簿に登録されている満18歳以上の者
- ▼登録の申請方法 阿見町投票立会人公募登録申請書を阿見町選挙管理委員会に提出してください。※申請書は、阿見町のHPでダウンロードができます。
- ▼登録期間 登録日の含まれる年度から4年後の4月30日まで
- ▼その他 立会を特に希望する投票所や、希望しない投票所がある場合は、別途ご相談ください。

問合せ

阿見町選挙管理委員会 阿見町中央一丁目1番1号 2階総務課内
☎ 888-1111 | ✉ somuka-ofc@town.ami.lg.jp

「シルバーリハビリ体操指導士 3級養成講習会」参加者募集



シルバーリハビリ体操指導士は、体操教室の運営、体操指導を通じて、地域の介護予防を推進するボランティアです。

期 日 10月2日(月)、6日(金)、13日(金)、17日(火)、20日(金)
※5日間で1コースの講習です。全日程ご参加ください。

時 間 午前9時30分～午後3時45分

場 所 阿見町役場(初回のみ)、中央公民館(第2～5回)

内 容 解剖運動学(筋肉、骨、神経)、介護予防・シルバーリハビリ体操の講義と実技

対 象 対象次の①～③をすべて満たす人
①おおむね50歳以上の阿見町に住所がある人
②常勤の職に就いていない人
③地域で体操普及のボランティア活動ができる人

阿見町シルバーリハビリ体操の様子を動画でご覧になりたい方は
こちら(0:52～)▶



募集人数 10人(申込み多数の場合は抽選)

受講料 無料

申込期間 9月13日(水)まで

申込方法 電話または直接下記へ申し込む

その他 感染防止のため、マスク着用のご協力をお願いします

申込・問合せ 高齢福祉課地域支援係
☎ 888-1111(内線144) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く

市民活動を支援します



↑本補助金に関する詳細は、町ホームページをご覧ください。

市民活動支援補助金

町民活動課 ☎888-1111 (内線 272)

町では、地域の活性化や地域課題の解決を図るために町民の皆さんが自発的に取り組む公益的な社会貢献活動を「市民活動支援補助金」によって支援しています。今年度は、以下の5事業が補助事業として認められ、順次活動を開始しています。

令和6年3月に「事業成果報告会」を開催し、補助事業の成果を発表していただく予定です。



補助金の審査では、申請団体がプレゼンテーションを行います。(5月23日 事業提案説明会)

令和5年度『市民活動支援補助金』補助決定事業

事業名	団体名	事業概要
未就学障害児支援事業	ひだまりくらぶ	未就学の障害児・発達の気になる子とその家族を対象に、交流・育児相談などの情報交換の場を設け、地域での身近な相談相手や仲間作りを支援する。
『あみっぺ』と特産品の普及事業	NPO 法人いろいろ	町の公式マスコットキャラクターである『あみっぺ』や特産品を使った商品等を制作・販売し、町のPRと来町者の増加に寄与するとともに、法人活動の発展につなげる。
音の楽しさを届ける事業♪	おんがくクラブ	今年度は、障がい者・高齢者には単に音楽に合わせて動くというリズム運動だけではなく、誘発的な音を使いフレイル予防やヘルスケアを目的とした動きを加えることを取り組む。
お弁当の宅配による町民支援事業	NPO 法人青少年の自立を支える会シオン	多機能型障害者支援事務所でお弁当を作り、配達する。また、それに伴い、高齢者および生活保護受給者等の雇用を目指す。
子育て親子の為にポニーふれあい体験事業	NPO 法人マメポニ	幼児と親の心を癒す力を持つ馬を介して子育て親子同士の交流を図り、孤立化を防ぐ。また、命の大事さを感じ、動物愛護の精神や思いやりの心を育む。

町民活動センターでは市民活動団体の活動支援、情報提供・交流・相談等を行っています

- ▼所在：阿見町阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター3階
- ▼電話・ファクシミリ：888-2051
- ▼開所時間：午前10時～午後9時 ※予約が無い場合は午後7時で閉所
- ▼休所日：毎週月曜日および年末年始

町民活動センターホームページ▶



秋の交通事故防止

生活環境課防犯係 ☎888-1111 (内線 251)

交通事故防止は交通ルールの遵守、交通マナーの向上からです。
皆さん一人ひとりが交通安全を心がけ、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

9月は交通事故防止強化月間です!!

9月18日 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動期間



《運動重点》・こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
・夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶
・自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
《スローガン》もう4時だ 暗くなる前 早めの点灯

9月30日 交通事故死ゼロを目指す日



その手で合図! 止まってくれてありがとう 大作戦

茨城県警察は、信号機のない横断歩道での車の一時停止率を上げるために、「その手で合図!止まってくれてありがとう大作戦」と銘打ち、歩行者が手を上げ運転者に意思表示する取り組みを進めています。

①横断には「合図」と「感謝」を!

道路を横断する時は、大人も子どもも手で「合図」する等、横断する意思を明確にしましょう!また、停止したドライバーに対しては、会釈等で「感謝」の意思を示しましょう!

②横断歩道と反射材の利用を!

道路を横断する時は、横断歩道を利用しましょう!また、夕方や夜間は反射材を着用して、交通事故を防止しましょう。

③横断歩道は歩行者優先!

ダイヤモンドの路面標示の先には、横断歩道があります。ドライバーは、横断歩道を渡っている、または渡ろうとしている歩行者がいる時は、停止しなければいけません。

Check! **なぜ「合図」が必要なのか?**



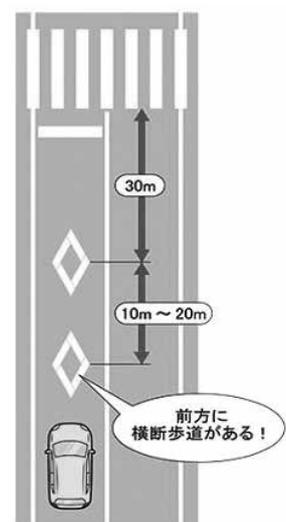
ドライバーに横断することを合図で知らせれば横断歩行者の存在に気づきやすくなる。

Check! **なぜ「感謝」が必要なのか?**



ドライバーが横断歩行者から感謝を示されれば優しい心が生まれ、歩行者保護意識が向上する。





阿見町動物愛護協議会からのお知らせ

町動物愛護協議会は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護教室の啓発活動や町で保護された犬や猫の譲渡会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課（事務局） ☎888-1111（内線 253）

飼い主のいない猫に餌やりをしている方へ

町では、飼い主のいない猫への餌やりについて、ご近所トラブルなどの問題が増えており、大きな課題となっております。飼い主のいない猫に餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に猫の数を増やし、ふん尿による被害や家財を損壊するなど、近隣に対して迷惑となります。地域内で飼い主のいない猫の繁殖を防ぐためにも、猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼い方に努めましょう。犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、生活環境課（役場庁舎 2 階）にお問い合わせください。

万が一の時に備え、ペットの飼養先について考えておきましょう

ペットをお独りで飼われている方は、予めご家族やご親戚等と、ご自身に万が一のことがあった場合にペットの世話をしてくれる方について話し合っておきましょう。



ボランティア募集中

協議会では、協力してくださるボランティアの方を募集しています。

- 《協力例》
- ・迷い犬や幼猫を一時保護した際の自宅での預かり
 - ・役場で一時保護している犬のお世話
 - ・災害時に避難所へ同行避難をした犬猫に関する補助

*犬猫が好きで、ご協力いただくことができる方は、町動物愛護協議会事務局（生活環境課内）までご連絡下さい。

募金活動・物品寄付受付のお知らせ

協議会では、迷い犬や幼猫などの小さな命を救うために募金活動を行っています。集められたお金は、犬や猫の餌、トイレなどの経費や医療費などに充てられます。募金箱は生活環境課（役場庁舎 2 階）窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いいたします。

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

茨城県では、霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために制定された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」（現在は「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」）の施行（昭和 57 年 9 月）を記念するとともに、県民の水質浄化意識を高めるため、条例の施行日である 9 月 1 日を「霞ヶ浦の日」と決めました。霞ヶ浦の汚れの原因のひとつは、炊事・洗濯・入浴など家庭からの生活排水です。水質を保全するためにも、日々の生活排水対策に取り組んでいただけるようお願いいたします。



▲湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和 40 年代）

私たちにできる 霞ヶ浦浄化対策10ヶ条（概略）

- ①台所では、目の細かいストレーナーまたは三角コーナー、水切りネットの設置などで細かいごみを取り除きましょう。
- ②天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう。
※毎年5月と11月に使用済み天ぷら油回収事業を行っています。流しに流さず、回収事業を活用しましょう。
- ③食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう。
- ④台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は、有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や湖、側溝にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使いすぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう。
- ⑩浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう。

「認知症」について考えよう

9月は「茨城県認知症を知る月間」です

県では、誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。

高齢福祉課 ☎888-1111 (内線 142・144)

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症します。通常の老化による衰えとは違います。

認知症は
脳の病気です



認知症の症状

記憶障害や理解力・判断力の障害など、脳障害そのものが引き起こす「中核症状」と、中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響して起こる「行動・心理症状」があります。行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって改善することもあります。

● 認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

驚かせない

急がせない

自尊心を
傷つけない

認知症の人との接し方

認知症になった人は、変化していく自分自身に不安な思いを抱えています。問題行動と言われる症状にも、本人の不安や動揺など、何らかのメッセージが隠れていることが多いと言われています。

認知症を予防するためにできること

日頃の生活習慣の中でリスク因子を管理することによって、認知症の発症や進行を予防することが大切です。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病）を
予防・治療する | <input type="checkbox"/> 地域活動等に参加し、社会とのつながりを持つ |
| <input type="checkbox"/> バランスの良い食事を心がけ、体重管理する | <input type="checkbox"/> 人付き合いを大切にする |
| <input type="checkbox"/> 運動習慣を身につける | <input type="checkbox"/> 気分が落ち込んでいる（抑うつ状態）時は早めに
相談や気分転換をする |
| <input type="checkbox"/> 過度の飲酒を控える、禁煙する | <input type="checkbox"/> 聴力の低下を放置せず、定期的な受診や補聴器
を使用する |
| <input type="checkbox"/> 知的好奇心を持ち、興味が持てることを楽しみ
ながら行う | |

認知症は、早期に気づき、治療に繋げることが大切です。今までと違うことに気づくことがあれば、町地域包括支援センターやかかりつけ医に、まずは相談しましょう。

認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

認知症の進行状況に応じて、どのような医療や介護などの支援を受けられるかまとめています。

高齢福祉課窓口、町地域包括支援センターで配布しています。町ホームページ：認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』



認知症についての相談・連絡先

阿見町地域包括支援センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎ 887-8124（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日祝日を除く）

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

認知症初期集中支援チーム （認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行います）

認知症の専門知識を持つ職員で構成され、認知症または、その疑いがある人および家族を訪問し、困りごとをうかがい、一緒に解決策を考える活動をしています。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、上記までお問い合わせください。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

町内在住で 65 歳以上の徘徊が見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS 発信機の貸与や QR コードシートの配布を行い、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるように支援します。

※利用料金はかかりませんが、GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QR コードシートの追加購入費用は個人負担となります。

問合せ：高齢福祉課高齢福祉係

☎ 888-1111（内線 142・144・743）（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日祝日を除く）

認知症をもっと知るために

●阿見町立図書館で認知症について学ぼう！

9 月 1 日（金）～30 日（土）まで、認知症についての書籍を集めた特設コーナーを設置しています。お子さんも楽しめる絵本などもありますので、ぜひご覧ください。



●県：「認知症を知るページ」にも認知症に関する情報が掲載されています。▶



オレンジカフェ（認知症カフェ）

申込不要・参加費無料

「オレンジカフェ」は、認知症の方やその家族、認知症予防に関心のある方、ボランティア、専門家などが集まり、ゆっくりと穏やかに過ごせる交流の場です。阿見町では、ボランティア団体「オレンジの会」が下記の 3 か所でオレンジカフェを運営しています。

▽中央公民館：毎月第 1 木曜日 ※令和 6 年 1 月は 1 月 5 日（金）

▽福祉センターまほろば：毎月第 3 木曜日

▽本郷ふれあいセンター：毎月第 4 木曜日 ※令和 5 年 11 月は 11 月 24 日（金）

対象：認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人

時間：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

内容：簡単な体操、脳トレ、創作、ゲーム、歌など

開催月によって阿見町地域包括支援センターによる認知症に関する相談やその他専門職からの情報提供、薬剤師によるお薬相談会も行っています。

認知症相談会

申込不要・参加費無料

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。オレンジカフェ（認知症カフェ）の中で開催します。

日時：9 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所：福祉センターまほろば トレーニング室 A、娯楽集会室

対象：町内在住の人

相談員：町地域包括支援センター職員

その他：相談者が多い場合、別日の相談をご案内する場合があります。

問合せ：町地域包括支援センター ☎ 887-8124（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日祝日を除く）



子育て応援します

みなさん、こんにちは。日中は暑い日もありますが、日の長さもだんだんと短くなってきました。朝夕の空の色や肌に触れる風に季節の移り変わりを感じますね。今回の子育てシリーズは『子どもの遊びと生活』についてご紹介します。

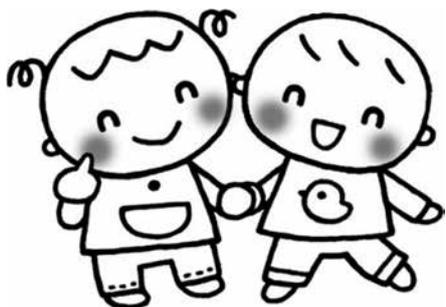
服の着脱について

1、2歳ごろになると何でも自分でやろうとする気持ちが芽生えてきます。衣服の着脱に興味を持つ様子が見られたら、お子さんのできそうなことから進めていきましょう。はじめは「脱ぐ」ことから始めます。靴下やズボン、Tシャツを脱ぐ最後の部分をお子さんに任せてみましょう。ゆったりした服や伸び縮みしやすい服を選び、広げて置いてあげると着脱しやすいですね。はじめは時間がかかるかもしれませんが、時間に余裕がある時に行うのがよいと思います。「自分でできた!」という嬉しい気持ちを感じられるように、できた時には褒めて自信につなげていきましょう。本人に気づかれないようにさりげなくお手伝いするのも良いと思います。



室内遊び(誤飲)について

家の中ではブロックやままごとなど色々なおもちゃを使って遊ぶことが多いですね。兄弟がいるご家庭では上のお子さんが細かなものを使った遊びを楽しむ一方で、下のお子さんが口に入れてしまうことがあるかもしれません。ニュースなどで耳にする「誤飲」は身の回りにある口にしてはいけないものを誤って飲み込んでしまうことです。小さい子どもは手にしたものを何でも口に入れようとするので、遊ぶ時には「大人がそばで見守ること」「細かなおもちゃは手の届かないところで保管すること」「部品がなくなっていないか確認すること」が大切です。また上のお子さんに「小さい子には渡さないでね」と話したり、遊びのスペースを分けたりするのも良いでしょう。



子どものつぶやき

子ども「ほく、おすくりのめるようになったよ」
保育士「お薬飲めるようになったんだ」
子ども「わたしもおすくりのめるよ」
保育士「すごいね。おすくりじゃなくて、おくすりだよ」
子ども「あ・く・す・り?むずかしいね、おすくり」
保育士「難しいね」

【お問い合わせ】子ども家庭課 ☎ 888-1111 (内線 119)

あなたの生活習慣改善を応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

特定保健指導とは？

専門スタッフ（保健師や栄養士）があなたと一緒に無理なく実践できる生活習慣改善方法を考え、サポートする健康支援です。またとないメタボ解消のチャンス！ いつまでも若々しく、健康的な生活を送るために、専門スタッフと一緒に生活習慣予防に取り組みませんか？

【対象】

町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや医療機関、集団健診等で特定健診を受けた結果、**メタボリックシンドロームであった人またはその予備群の人**です。対象となった人には、後日面談や教室等のご案内が郵送されます（集団健診を受けた場合は、健診当日にご案内します）。

メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりの脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。

そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。



参加者の声

実施後、
効果を感じて更に
やる気が出た

運動不足は
まずいと思った

食事の改善点が
よく分かった



特定保健指導を受けると…

自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい
生活習慣を無理
なく続けられる

特定健診・特定保健指導の流れ

特定健診（40～74歳）

《判定結果》

腹囲（男性 85cm 以上 / 女性 90cm 以上）
または
BMI*（肥満度）：25 以上

+

次の3つのうちいずれか1つでも該当

- ▶ 高血糖（血糖値が高め）
- ▶ 高血圧（血圧が高め）
- ▶ 脂質異常（中性脂肪が高め）
(HDL コレステロールが低め)

+

喫煙歴がある

メタボのリスク **小**

健康的な
生活習慣のための **情報提供**

メタボのリスク **中**

特定保健指導

※対象者には町からご案内します
※高血糖・高血圧・脂質異常で服薬等の治療をしている人は対象外です

動機づけ支援

生活習慣を振り返り、自分で目標を設定するための支援を受けることができます。

積極的支援

メタボを解消するための支援を一定期間、継続的に受けることができます。

メタボのリスク **大**

* BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (Kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます。

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の方は、各医療保険者にお問合せください。

妊産婦の医療福祉費 (マル福) 制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (内線 134・135)

妊産婦マル福制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

手続き方法

下記のものを持参し、国保年金課窓口へ申請してください。
該当となる場合には受給者証を交付します

- 本人確認書類(運転免許証等)
- 母子健康手帳
- 健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)
- 印鑑
- 妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)
- 転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※)

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります(源泉徴収票は不可)。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください。



医療機関等へのかかり方

県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合

健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください。妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます。

マル福の自己負担金

医療機関ごとに《外来》1日600円、月2日1200円まで
《入院》1日300円、月3000円まで
保険薬局での調剤は自己負担なし

県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合

受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、下記のものを持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます。

- 受給者証
- 健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)
- 領収書
(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)
- 診療明細書または調剤明細書
- 印鑑
- 必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等

利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。

そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください。

妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人・配偶者の所得 (それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者 (同一世帯の父母や保険証の代表者等)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など ※給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する人の定額控除は18万円	青色白色専従者控除・ 譲渡所得特別控除

年金を受ける時はお忘れなく

老齢基礎年金の請求手続き

年金は、受けられる資格（10年以上の資格期間）があっても自動的に支払われるものではなく、年金を受けるための請求手続きをしなければなりません。この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111（内線 136・137）

国民年金の老齢基礎年金の請求手続きは、受給開始年齢の65歳に到達する3カ月前に、日本年金機構から送付される年金請求書に必要事項を記入し、添付書類とともに受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出することで請求手続きとなります。



厚生年金受給者は

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者は、65歳になる誕生月の初めごろ（1日生まれの人は前月の初めごろ）に、日本年金機構から『年金請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを誕生月の末日（1日生まれの人は前月末日）までに返送することで老齢基礎年金の請求となります。

繰上げ請求・繰下げ請求

老齢基礎年金は、60～64歳の間に繰上げ請求することができます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給）。また、66歳到達以降の繰下げ請求については、上限が70歳から75歳に引き上げられました（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）。70歳以降に繰下げ請求する場合は、対象に条件がありますので、お問い合わせください。

手続き方法等について、詳細は下記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111（内線 136・137） ▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる人（それぞれの年金受給者のうち下記の要件をすべて満たす人）

▼老齢基礎年金受給者の場合

- ① 65歳以上である
- ② 世帯全員の市町村民税が非課税
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約881,200円以下

▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給者の場合

- ① 前年の所得額が約4,721,000円+扶養親族の数×38万円（要件により金額は変動します）以下



該当の人は申請手続きを

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場国保年金課窓口で請求手続きをしてください。いままでに受給していなかった人でも世帯構成の変更（世帯分離、世帯員の転出等）によって新たに条件を満たした人も請求手続きができます。

『年金生活者支援給付金制度』について、詳細は下記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111（内線 136・137） ▼給付金ダイヤル ☎0570-05-4092

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

9月は健康増進普及月間です

生活習慣病についておさらいしましょう

生活習慣病 って？

以前は『成人病』と呼ばれた、食事や運動、休養、飲酒、喫煙の生活習慣が関与する病気の総称です。

生活習慣病には、脳血管疾患（脳梗塞など）・心疾患（心筋梗塞や心不全など）・がん・糖尿病などがあり、日本人の死因上位を占め、要介護状態になる要因にもなっています。生活習慣病はその名の通り、日頃の生活習慣の積み重ねによって発症しますが、食事・運動・休養の習慣を見直すことで、病気の予防につなげることができます。



今日からできる！ 生活習慣を見直す4つのポイント

統一標語

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ



1に運動 身体活動・運動習慣を見直そう

『+10（プラステン）から始めよう』

今より10分多く体を動かすだけで、病気の予防・気分転換・健康寿命の延伸などさまざまな効果が得られます。

身体活動不足は死亡のリスクを高めるという研究結果もあり、世界的にも身体活動時間を増やすことの効果が注目されています。

駐車場は少し遠くに停める・階段を使う・お風呂上りや寝る前のストレッチなど、1日10分、できることから始めてみましょう。

2に食事 食事・栄養状態を見直そう

適正体重を維持しよう

成人の適正体重はBMI18.5～24.9、65歳以上はBMI21.5～24.9がちょうどいい範囲です。

痩せすぎ・太りすぎに注意しましょう。

食事はバランスよく 塩分は控えめで

野菜や果物から摂れる、ビタミンやミネラル、食物繊維は健康づくりに大切な栄養素。積極的にとりましょう。

できるだけ主食・主菜・副菜を揃え、塩分は1日 女性6.5g、男性7.5gを目標にしましょう。

しっかり禁煙

タバコは肺に限らず全身に害を与え、がんや白血病、心臓病の原因になります。

副流煙によって周囲の人にも影響を与えてしまい、『百害あって一利なし』です。

一人で禁煙が難しい場合は、禁煙補助剤や禁煙外来も利用しましょう。

最後にクスリ

病気の治療をしている方へ

服薬は医師・薬剤師の指示のもとで行います。

薬を飲んでいれば大丈夫と安心せず、日ごろの食事・運動も自己管理を大切に。

心配なことはまず主治医に相談してみましょう。

脳梗塞や心疾患は 介護の要因に！

脳梗塞や心疾患の後遺症で介護が必要になるなど、生活習慣病は老後への影響も大きい病です。まずはかからないように、まだまだ元気！という中高年や働き盛りの方も生活習慣を見直すことが大切です。

9月24日～30日は「結核予防週間」です

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間1万人以上の方が新たな結核患者となり、約2,000人の方が亡くなられている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

▼ 痰(たん)が絡む咳が2週間以上続いている

▼ 微熱・体のだるさが2週間以上続いている

高齢者の場合は症状が現れないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。

また、バランスの良い食事・適度な運動・十分な睡眠を心がけ、予防に努めましょう。



阿見町運動普及 推進協議会だより



運動普及推進協議会は、町民のみなさんの健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。わたしたちの活動について紹介します。

町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

歩こうマップのコースをリニューアルしました

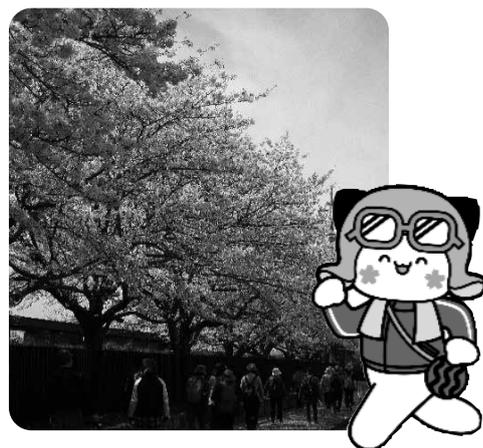
これまでの『南平台霞ヶ浦コース』が『南平台霞ヶ浦展望コース』に名前が変わり、コースも一部変更してリニューアルしています。湖南公園から舟島小学校周辺の坂道を歩き、高台から霞ヶ浦をゆったり眺められる霞ヶ浦展望コースに、南平台の景観穏やかな遊歩道を歩くコースを追加しました。

コース沿いの植物に季節を感じながら仲間と歩いたり、舟島小学校周辺の坂道を歩いて足腰を鍛えたりとさまざまな楽しみ方ができます。歩こうマップは町内各公民館や交流センター、さわやかセンターで配布しています。ぜひ一度手に取ってご覧ください。



さわやかお花見ウォーキングを行いました

令和5年3月に『歩こうマップ』掲載のさわやかコースを歩くウォーキングを開催しました。さわやかコースは、桜が咲く時期は桜並木を楽しみながらウォーキングができる魅力あるコースです。当日は桜がちょうど満開で天気も良く、身体にも目にも嬉しいウォーキング日和でした。22人の方に参加していただき、皆さん楽しみながら1時間半のウォーキングをすることができました。参加者の中には日ごろから運動されている方もおり、健康意識の高さや健康長寿への思いを会話の中で感じられ、誰もが思うことですが「健康っていいな」と改めて感じることもできました。スタッフとして参加した運動普及推進員も素敵な時間を送ることができました。



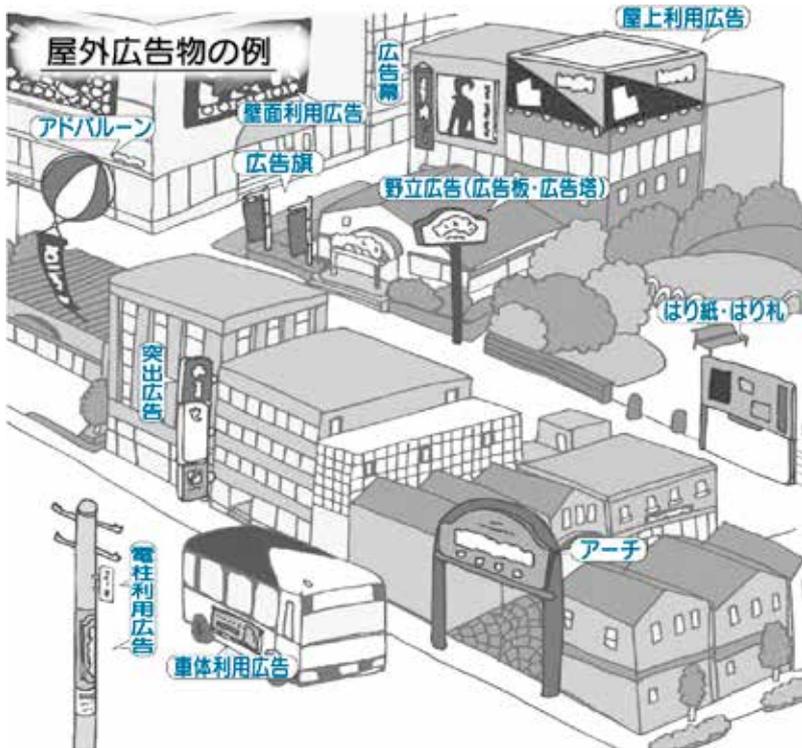
令和6年度は新たな運動普及推進員さんを養成する講座を実施します！

運動を通して自分も周りも健康になれる運動普及推進員ですが、新しい運動普及推進員さんを養成する講座を令和6年度に実施する予定です。運動のボランティアや健康づくりに興味がある方の参加をお待ちしています。「運動は今まであまりやってこなかったけど…」という方でも、講座や実技で健康づくりや運動の基礎を学べます。詳細は決まり次第、広報あみやホームページでお知らせします。

屋外広告物の表示には許可が必要です!

まちの良好な景観のために

都市計画課 ☎888-1111 (内線 232)



屋外広告物とは?

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造する場合にも許可が必要です。

許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
 - ▼ 広告物の仕様書・設計図
 - ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
 - ▼ 管理者の資格証明書等
 - ▼ 許可手数料
- ※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

そのほかの手続

- ▼ 屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合：工作物の確認(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合：道路占

- 用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)
- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法)ーなど

許可期間

- ▼ 屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。
- ▼ はり札・電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内ーなど

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円ーなど

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者など)

屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期限の2週間前までに更新手続が必要となります。

更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真
- ▼3か月以内に撮影したもの
- ▼許可手数料

屋外広告物に対する規制

- 県屋外広告物条例では、
- ① 良好な景観の形成
 - ② 風致の維持
 - ③ 公衆に対する危害の防止
- これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

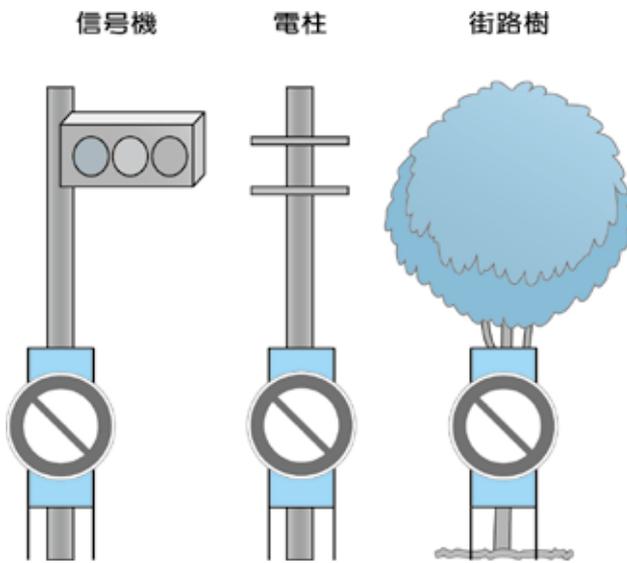
禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません。

- ▼電柱・街灯柱（はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止）
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール

禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



禁止地域

美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域

歩道橋

- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト・擁壁・道路の路面

道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域

- ① 首都圏中央連絡自動車道…500m以内
- ② 東日本旅客鉄道…100m以内、
- 国道125号…50m以内、
- 県・町道…5m以内（ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可）
- ③ 信号機または道路標識から半径10m以内の区域

適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物などについては、規制のうち一定の事項を適用しないとする、「適用除外」を定めています。

自家広告物…自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5m以下、許可地域の場合10m以下のもは許可が不要

▼近隣店舗等案内広告…店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能— など

屋外広告物の適正な表示のために

広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求

違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物（違反広告物）を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの（はり紙・はり札・立看板・広告旗）は、町が直接除却を行うことができます。

罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど…懲役刑（最高2年）または罰金刑（最高100万円）
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど…罰金刑（最高100万円）

令和3年10月1日から、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要となりました。

パンフレット▶



阿見町道路里親の募集

道路里親とは？

町道の親代わりとして、清掃・除草等をしていただける人たちのことを言います。

活動内容

- 町道の清掃や除草等の美化活動
- 町道の設備等の点検および危険箇所等の情報提供

活動要件

- 5人以上の団体
- 年に4回以上の活動



100メートル以上の活動から補助金が交付されます。

補助金制度

主な補助金の使い道

消耗品・飲物・お揃いのキャップやウィンドブレーカー・花の苗 等

100メートル以上300メートル未満	……	上限1万円/年
300メートル以上500メートル未満	……	上限2万円/年
500メートル以上1キロメートル未満	……	上限3万円/年
1キロメートル以上	……	上限5万円/年

『道路里親』に阿見町はこんな応援をしています。

- ★補助金の交付
- ★里親のボランティア保険等の加入
- ★里親の名称を記載した表示板の作成および設置
- ★ゴミや草等の回収



ご応募
お待ちしております。

問い合わせ先

阿見町役場 道路課 道路管理係

☎ 888-1111(内線 245)

☎ 887-9560

✉ doroka@town.ami.lg.jp

検索



道路の里親 募集



公園・緑地の里親募集

町では、町民の皆さんや企業との協働により、公園・緑地の美化活動を推進する『公園緑地里親制度』の参加団体を募集しております。

公園緑地里親制度とは

身近な公園・緑地について、地域のニーズにあった愛着のもてるコミュニケーションの場としていくため、町民の皆さんや企業などが『里親』となり、公園・緑地を『養子』に見立ててわが子を育てるように清掃・除草などの活動に取り組んでいただく制度です。

町は、参加団体への美化活動に対する支援として、補助金の交付、保険の加入、看板の設置を行います。

募集内容

- 活動場所** 町が管理する面積 100 m²以上の公園・緑地が対象
- 活動内容** 清掃、除草、公園施設の破損等の情報提供、その他公園・緑地の美化活動等に関すること。
- 応募条件** 5人以上で構成された地域住民団体または企業団体であり、年4回以上の活動を実施。(原則、同一の公園において複数の里親が活動することはできません。)
- 補助金** 活動する公園・緑地の面積×1 m²当たり40円を補助金として交付します。(下限額50,000円、上限額200,000円)
- 使い道** 作業用消耗品、飲み物代、草刈機等の燃料代等



阿見町 公園緑地の里親



募集期間

随時受付

申込方法・ 問い合わせ先

役場 2階都市整備課へお問い合わせ願います。

《都市整備課》 ☎ 888-1111(内線 716・754)

✉ toshiseibika@town.ami.lg.jp

令和5年度
第2回

消費者コーナー

くらしの注意報!! ~安全で快適な暮らしのために~

9月は『高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン月間』です

高齢者の大きな不安と言われる健康、お金、孤独。悪質業者はこの不安につけこんでいると考えられます。情にもろく、強く勧められると断れないことをわかって、優しい言葉や親切な態度で接し信用させます。ニセ電話詐欺は、不安や恐怖にかられると、判断力が低下し「本人かも」「本当の話かも」と思い込まれます。一人で悩まず誰かに相談することが大切です。日ごろから声をかけ合い悪質商法・ニセ電話詐欺を撃退しましょう。

便利で楽しいテレビショッピング

テレビ番組の合間に気になる商品を見つけた、毎日読む新聞に欲しかった商品がお買い得に・・・こんな時に役立つ、テレビ・ラジオショッピングや新聞広告等での電話注文時の心構えをご紹介します。

電話注文の前

- 本当に必要かもう一度考えましょう。人は「今だけ」「お得」に弱いものです。
- 商品の名前や価格を確認しましょう。



電話注文をするとき

- 別の商品を勧められることがあります。→老眼鏡の注文で目のサプリメントなど
- 定期購入を勧められることがあります。→1回の契約で毎月同じものが届くような契約
- 契約の内容が理解できない場合はきっぱり断り、いったん電話を切ってから慎重に検討しましょう

電話注文の電話を切るとき

- 注文内容の再確認をしましょう。
- 「定期購入」の契約になっていないか確認しましょう。→「届くのは1回だけですね？」など

商品が到着したとき

- 納品書等で定期購入になっていないか確認しましょう。
次回発送日〇月〇日と書いていませんか？
- 意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売会社に連絡、定期購入の契約はしていないと伝えましょう。

**不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は
消費生活センターに相談してください。**

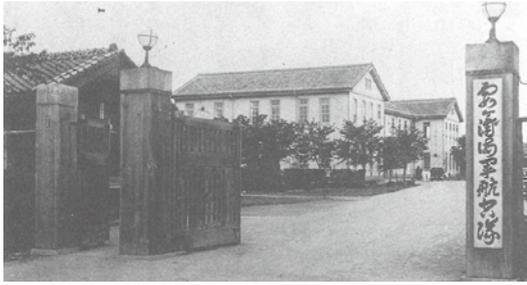
問い合わせ

《町消費生活センター》 ☎ 888-1871

月～金曜日の午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く）

※土・日・祝日は《消費者ホットライン》 ☎ 188 へ





現在の茨城大学農学部キャンパスはかつて、霞ヶ浦海軍航空隊の本部施設が建てられています。

本部建物群は大正9年末から建設され始めたとしてあります。士官用宿舎が大正10年に、昭和4年には天皇の行在所としてレンガ造の施設が建てられ、のち第一士官宿舎として使われました。これらの建物は現存していませんが、敷地内を歩くと、今もなおその痕跡を見ることができます。

町では現在、これら戦争遺跡の保存状況を調査し、その保全と普及啓発に取り組んであります。皆さまがご存知の情報や家に伝わる当時の記録などがありましたら、ぜひお教えてください。

文化財紹介



【町指定史跡】
「霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕」

霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕は、上郷地区に残る海軍航空隊由来の掩体壕です。掩体壕は戦闘機を空襲による機銃掃射から守るための施設で、終戦前には21基、屋根付きのものがあつたと言われていますが、現存するのは町内では唯一になります。平成23年に町の近代化遺産の一つとして文化財に指定されました。

鉄筋コンクリート製の天蓋部は経年による劣化が進行しており、その修繕は長年の懸案でありましたが、このたび民間の助成事業の協力もあり、この夏に修繕工事を行うこととなりました。

秋にはより美しくなった姿で、お見せすることができるとおもいます。

阿見町の文化財・文学紹介 9月号

下村千秋の文学に触れて「飢餓地帯を歩く⑤」



これまで明快な筆致で惨状を書き続けた千秋が、紙面の都合で秋田、北海道の惨状を割愛して筆を擱いた。

『私は、これで筆を擱こう。餓死線上にうめいている人々をさんざん書いた後に、こんな話を持ち出すのは読者も堪らないだろうし、書く私は尚ほ更堪らないから。(中略) 縣當局者も充分御存じで、その一人は現にかう言ったのである。』

「もしこの青森県下に只一人でも、餓死者を出したなら、それこそ聖代の恥辱である。我々は絶対的に、聖代を恥辱せしめてはならぬ！」

当時の時代の先端を行く才能の、言葉を撰んで書くしかなかった苦渋が、今更のように胸を突いてくる。自分の心の中で許容できないものを、はつきりと否とは言えない苦しみが伝わって来るような結末ではあつた。

（『下村千秋の世界』平成二十四年刊行
筆者 青山 欣也）

文化協会

「塙城址保存会」(生活文化部門)

「塙城址保存会」は、町指定史跡「塙城跡」の維持管理・普及啓発を行う団体です。見学路の草刈りや、来訪者対応、ふれあい地区館事業への協力などを行っています。塙地域以外から参加いただいている方も多く、自分たちが手入れをしたところを実際に見学者が歩いている様子を見ると、更なるやる気がわいてきます。ぜひお気軽に参加ください。お待ちしております。



※入会ご希望の方は、文化協会会員、または事務局(生涯学習課)にご連絡ください。



お問い合わせ 生涯学習課文化財係 ☎888-2526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎ 891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の収蔵品紹介⑥

先月号では、乙種第7期飛行予科練習生の卒業アルバム『雛鷺の頃』を基に、昭和12年(1937)7月から12月までの出来事の一部を紹介しました。今月号では、昭和13年(1938)1月から5月までの出来事の一部を紹介します。

昭和13年1月24日～29日

この期間、試験がありました。

昭和13年1月29日～2月11日

この期間、寒稽古が行われました。

昭和13年3月15日～18日

この期間、乙種第7期と第8期が辻堂演習を行っていました。辻堂演習については、6月号にて紹介していますので、ぜひご覧ください。

昭和13年4月16日

予備学生が入隊しました。

昭和13年5月27日

この日は、日露戦争における日本海海戦での勝利を祝うために海軍省が明治39年(1906)に制定した海軍記念日でした。

(アルバムでは「記」ではなく「紀」の字が使われています)

寒稽古とは

冬の時期の早朝に行われた特別訓練のことで、予科練の年中行事の1つです。主に行われていたのは剣道、柔道、銃剣術等で、冬のまだ日が昇らない時間から準備を行い、「筑波おろし」と呼ばれる冷たい風が吹く中で訓練を行っていました。

予備学生とは

14歳半～17歳くらいの少年が志願した予科練とは異なり、旧制大学卒業生で満26歳未満、大学予科、高等学校、専門学校卒業生で満24歳以下の者で、志願し、選抜試験に合格した者を採用していました。教育期間は期によって違いましたが、約1年間でした。

今回は昭和13年6月から8月(卒業)までの出来事の一部を紹介します。

学芸員のつばやき

予科練平和記念館では、9月24日(日)まで、ワークショップ「予科練生に一言メッセージを書こう!」を開催中です。

当館の展示を見学し、予科練習生に伝えたいことなどをご自由にお書きください。

ワークショップの様子は公式X(Twitter)で発信していきますので、ぜひご覧ください。

※広報あみ8月号通常版(7月28日発行)でご紹介した企画展名「戦地へ届いた手紙～想いよ届け南方へ～」ですが、「戦地へ届いた手紙～想いよ届け戦場へ～」に変更となりました。この場を借りて訂正いたします。



▲総員起こし(起床)

予科練の一日の課業は、「総員起こし5分前」の号令から始まります。それまで眠っていた者は眠気を振り払い、吊床(ハンモック)から出る準備をします。その後、起床ラッパとともに「総員起こし」の号令が発せられると、全員一斉に吊床から飛び出し、吊床をたたんで置き場に格納していました。予科練では、この吊床をたたむ作業を1分以内にできるように訓練していました。



▲ホームページ



▲公式X(Twitter)



▲公式Facebook

毎週木曜更新!

学芸員のつばやき

予科練平和記念館公式

@yokarenpmm

#予科練平和記念館

「初夏のまい・あみ・マルシェ 2023」を開催しました

7月1日(土)・2日(日)、あみプレミアム・アウトレットで、あみ観光協会主催の『初夏のまい・あみ・マルシェ 2023』が開催されました。

当日はバルーンアート、山野草などの植物・サイクル用品・ハンディクラフトの販売、キャンピングカーの展示、町特産品の「大玉スイカ」、「阿見グリーンメロン」や新鮮な農作物、阿見グリーンメロンのスイーツ等も店頭並び、大盛況のイベントになりました。



「第36回茨城県市町村対抗アマチュアゴルフ選手権大会(予選)」で阿見町チームが第3位となりました

7月5日、鉾田市白帆カントリークラブにおいて開催された「第36回茨城県市町村対抗アマチュアゴルフ選手権大会(予選)」に阿見町チームが出場、チームは「必ず決勝進出」を合言葉に各選手が一丸となり練習ラウンドを重ねて臨んだ結果、見事に3位に入賞し念願の決勝進出を勝ち取りました。

「第73回社会を明るくする運動」メッセージ伝達式を実施しました

7月11日、「第73回社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式が行われました。

この運動は、法務省の主唱により、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



募 第二種電気工事士受験対策(技能) B

日時 11月12日(日)、19日(日)、26日(日)の3日間(午前9時~午後4時) ※試験で使う工具等をお持ちください

内容 第二種電気工事士の技能試験対策

定員 20人

申込期間 9月11日(月)~10月2日(月)

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページ「スキルアップセミナー」のページから電子申請で申し込む(定員を超えた場合は、抽選による選考)

受講料 3,040円

☎茨城県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551 ☎841-4465 📧tsusansen1@pref.ibaraki.lg.jp

募 建築CAD(AutoCAD)(基礎)

日時 11月18日(土)、25日(土)、12月2日(土)の3日間(午前9時~午後4時)

内容 AutoCAD を利用しての基本操作及び簡単な建築図面等の描き方まで

対象者 Windows の基本操作が出来る方、初級者向け

定員 20人

申込期間 9月18日(月)~10月9日(月)

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページ「スキルアップセミナー」のページから電子申請で申し込む(定員を超えた場合は、抽選による選考)

受講料 3,040円

☎茨城県立土浦産業技術専門学院 ☎841-3551 ☎841-4465 📧tsusansen1@pref.ibaraki.lg.jp

募 アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

相談専用電話 フリーダイヤル 0120-771-208

受付 月曜~金曜※祝日、12/29~1/3を除く

時間 午前9時~午後5時

※相談無料、匿名可、秘密厳守。本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです

☎(公財)人権教育啓発推進センター(東京都港区芝大門2-10-12KDK 芝大門ビル4階)

募 ダイバーシティ相談を実施しています

県では、性別、年齢、障害等、ダイバーシティに関する様々な心の悩みごとなどの相談に、公認心理師・臨床心理士が電話、面談で応じています。予約制で相談は無料(ただし、電話相談は通話料がかかります。)です。

相談日時 毎月第1・第3土曜 午後1時~午後5時(祝日、年末年始を除く)

場所 茨城県ダイバーシティ推進センター(県三の丸庁舎3階)

対象 茨城県在住・在勤・在学の方(性別を問わず)

申込・問合せ先 同センター ☎029-233-0070

※事前に電話でお問い合わせください

お知らせ 「フラ ホアロハ ホイケ（文化協会フラダンス発表会）」を開催します

阿見町文化協会所属のフラダンス 3 団体を中心に、町外フラダンス 3 団体、ウクレレ 1 団体をゲストに迎え発表会を開催いたします。午後のひととき、南の国のハワイに思いをはせてみませんか。

日時 10月8日(日) 午後0時30分開演

会場 本郷ふれあいセンター多目的ホール

座席 全席自由

事前申込 不要

入場料 無料

問文化協会事務局(生涯学習課) ☎ 888-2526

お知らせ 加害者や被害者にならないために知っておくべきルール 『サイバー犯罪の現状と被害防止対策』講座

インターネット時代に、私たちはさまざまな危険(誹謗・中傷の書き込み、闇バイトへの誘い、迷惑メール、偽サイトへの誘導など)に囲まれています。こうしたトラブルに巻き込まれないためにはどうすればよいか、もし巻き込まれてしまったらどう対処すべきか、現職の警察官の方から具体的な事例を交えてお話を伺います。

日時 9月30日(土) 午前10時~正午

場所 実穀ふれあいセンター3階多目的室2

講師 茨城県警察本部サイバー犯罪対策課

参加料 無料

定員 20人(先着順)

申込方法 下記の電話・ファクシミリ・メールまたは二次元コードで申し込む。申し込みの際は住所・氏名・電話番号をお知らせください

申込期限 9月23日(土)

※くわしくは阿見町役場のホームページをご覧ください

問男女共同参画センター ☎ 896-3181(月曜・祝日を除く)

午前9時~午後5時)  danjokyodosankakucenter@town.ami.lg.jp



お知らせ 使用済農ビ・農ポリの収集

●農業用ビニール

期日 10月26日(木)

時間 午前8時~10時

場所 水郷つくば農協阿見支店営農経済課(阿見町若栗2243-4)

収集対象 使用済農ビ(塩化ビニール)のみ ※対象外のものには収集しません。持ち帰りとなります。

持参品 ▼県農業用プラスチック処理協会への登録料: 1000円 ▼農家負担金: 1kgあたり56円(当日計量します) ▼印鑑

●農業用ポリエチレン

期日 10月18日(水)

時間 午前8時~10時

場所 水郷つくば農協阿見支店営農経済課(阿見町若栗2243-4)

収集対象 使用済農ポリ(ポリエチレン)のみ ※対象外のものには収集しません。持ち帰りとなります。

持参品 ▼県農業用プラスチック処理協会への登録料: 1000円 ▼農家負担金: 1kgあたり58円(当日計量します) ▼印鑑

※分別と仕分け 農ポリ・農PO・農サクビ・肥料空袋ごとに分別こん包してください

●その他 ▼土砂・作物残さ・木片・金属片などの異物は取り除き、適正な荷姿で搬入してください(重さ10kg程度とし、農ビはビニールひもで、農ポリはポリのひもで縛る) ▼パレットでの持ち込みにご協力ください

問町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会

▼水郷つくば農協阿見支店営農経済課 ☎ 889-0621

▼農業振興課 ☎ 888-1111(183)

お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりでも悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 9月10日(日) 午後1時30分~4時30分

※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階会議室

相談内容 相続・遺言・帰化・外国人の在留資格・農地転用・許認可関係・法人設立・権利義務や事実証明に関する相談・事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日の午前9時~正午に下記に電話で申し込む

問茨城県行政書士会県南支部担当: 池田 ☎ 090-7216-6219

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時 9月27日(水) 午後1時~2時、午後2時30分~3時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当 精神保健福祉士・町保健師

申込方法 9月19日(火)までに電話または直接下記に申し込む(予約制、予約がない場合実施しません)

※匿名での予約や本人・親族以外の方の相談は不可

問健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

〈広告欄〉

キッチンリフォーム

398,000円

【本体価格】(税込437,800円)
基本工事費298,000円(税込327,800円)



完全無料のお見積のご依頼、ご相談はこちら/
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119



うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル



お知らせ 県立水戸産業技術専門学院OA実務科 令和5年度入学選考

訓練期間 10月2日(月)～12月26日(火)【3ヵ月】
授業料 無料(テキスト代等は自己負担)
訓練内容 パソコン周辺機器の取り扱いや文書作成、表計算、プレゼンテーション、電子メールによる情報通信等
訓練実施施設 (株)ひたちなかテクノセンター(ひたちなか市新光町38)
募集人数 10人
訓練対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳等を所持している方、または医療機関でこれと同等と診断された方 ※詳細は管轄のハローワークへお問い合わせください
募集期間 9月6日(水)まで
入学選考日 9月12日(火)
選考会場 県立産業技術短期大学校1F会議室(水戸産業技術専門学院と同一敷地内です)
応募方法 入学願書を住居地を管轄するハローワークへ提出 ※入学願書等の詳細はハローワークへお問い合わせください
管轄のハローワーク・県立水戸産業技術専門学院(水戸市下大野町6342) ☎029-269-2160 ※「受講指示者」には、雇用保険又は訓練手当が支給されます

お知らせ 「救急の日」および「救急医療週間」 について

9月9日は救急の日であり、9月3日(日)～9月9日(土)は救急医療週間です。阿見消防署の救急車出動件数は、令和2年度は1,735件でしたが、令和4年度には2,593件と年々増加しています。

救急車は、ケガや急病で緊急を要する方を病院へ搬送する緊急自動車ですが、ケガや緊急性のない軽症者が未だ多数あります。救急車の台数は限られており、出動件数が多くなると、救急車を呼んでも最寄りの救急車が出動できなくなる可能性があります。また、医療機関でも救急患者を受け入れることができなくなり、重症患者の治療が遅れてしまうかもしれません。

救急車は限られた資源です。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用にご協力をお願いします。ただし、傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうが良いと思ったときは、迷わず119番通報してください。

判断に迷う場合には、緊急度を判定するための「全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)」をご活用ください。

稲敷広域消防本部阿見消防署 ☎887-0119



募 作品募集 令和5年度茨城県芸術祭

令和5年度茨城県芸術祭の公募が始まっています。皆様の日頃の成果をこの機会に発表しませんか。ご興味のある方は、下記の二次元コードをご覧ください。

茨城県芸術祭実行委員会事務局 ☎029-244-5553
各催事実施団体・生活文化課文化振興G ☎029-301-2824



募 「阿見町の身近な自然調査」のための町民 調査委員

町では、「阿見町の身近な自然調査」を行うにあたり、町内の自然環境に関心のある人を町民調査員(ボランティア)として募集いたします。

最終的には、調査結果を報告書にまとめ、町の自然の良さを伝える教材として活用する予定です。

町の自然の豊かさを発見するためにご協力をお願いします。
内容 町内の自然環境(植物・野鳥・昆虫・クモ)についての現況把握調査

期間 令和5年11月～令和6年10月

※令和5年10月に説明会を行います。

※期間中、2回程度の調査員会議を予定しています。

対象

▽平日の説明会および調査員会議に出席できる方

▽自然環境に関する知識をお持ちの方(定期的に植生調査や野鳥観察を行っている等)

募集人数 3人(▽植物部門:1人▽野鳥部門:1人▽昆虫・クモ部門:1人)

申込方法 令和5年9月22日(金)までに電話もしくは下記に直接申し込む

生活環境課 ☎888-1111(254)

お知らせ 令和5年住宅・土地統計調査の実施について

総務省統計局(茨城県・阿見町)では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いいたします。なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

総務課統計係 ☎888-1111(721)

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら 美都住建へ

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手動対応、バリアフリー
●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

建築業知事免許(般-04)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(6)第5548号

有限会社 美都ツ和ワ

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

募 『噛むかむレシピコンテスト』応募者募集

県歯科医師会では、噛む大切さを啓発するため、おいしく噛む回数が増えるレシピを募集します。

内容 一人につき1作品応募可能。テーマ食材の「こんにゃく」を使い、他の食材もできるだけ県内の食材を取り入れる

入賞 噛むかむレシピ賞12作品。入賞者には、賞状、商品券（高校生以下は図書カード）等を贈呈

応募資格 県内在住、または在勤・在学している人

募集期間 10月1日～6年1月12日必着

応募方法 県歯科医師会ホームページから応募用紙をダウンロードし、下記へ郵送またはメールにて送付

応募・問合せ先 茨城県歯科医師会事務局〒310-0911 水戸市見和 2-292-1 ☎029-252-2561

☒office@ibasikai.or.jp



お知らせ 従業員の賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

令和4年9月から、原材料高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなど支援拡充を行っています。

また、同年12月に更なる支援拡充を図り、事業場規模が30人未満の事業者に対する助成上限額の引き上げや、特例事業者の助成対象経費の拡充等を行っています。

事業場内最低賃金の引き上げに合わせて本助成金の活用をご検討ください。

☒業務改善助成金コールセンター☎0120-366-440（午前8時30分～午後5時15分）

お知らせ 日本心臓ペースメーカー友の会講演会のご案内

期日 9月10日（日）

時間 午後1時～3時（受付0時30分開始）

場所 土浦市社会福祉協議会会議室（土浦駅西口ウララ2ビル4階）

講師 原聡史先生（土浦協同病院 循環器内科）

演題 心臓ペースメーカーについて（仮）
講演後Q&Aが予定されています

参加費 無料

☒日本心臓ペースメーカー友の会茨城県支部 支部長 栗山博文 ☎0297-83-6199 ☒pmtomo-27@apost.plala.or.jp
※件名に講演会参加と入れてください。当日受付も可能ですが事前の参加連絡をお願いします

お知らせ いばらき出会いサポートセンター 『出張相談・登録会 in 阿見町』

いばらき出会いサポートセンターは、独身の方の出会いの場づくりのため、県が労働団体と共同で設立した団体です。センターでは、下記のとおり結婚相談・登録会を開催します。茨城のハッピーな出会いと結婚、であいバが応援します！

日時 9月22日（金）午前10時30分～午後4時

場所 実穀ふれあいセンター3階 多目的室1・2

出張相談 結婚を希望する独身の方やご家族など、どなたからの相談にも対応いたします。相談は無料です。予約も不要です。

出張登録 当センターの入会登録手続きが行えます。事前登録が必要です。当センターHPから入会申込と、来所予約（出張登録会）を行ってください。

☒（一社）いばらき出会いサポートセンター水戸センター ☎029-224-8888



お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練

期日 9月5日（火）・6日（水）・7日（木）・19日（火）・20日（水）・21日（木）・25日（月）・26日（火）・27日（水）・28日（木）

時間 日没から約3時間以内（各機2時間基準）

☒陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課☎842-1211（3420）

〈広告欄〉

火葬だけのお葬式

とにかく簡単に お別れもしたい スマホで簡単資料請求

直葬 9.9 <small>（税込）</small> 万円	火葬式 16.5 <small>（税込）</small> 万円
----------------------------------	------------------------------------

資料請求でさらに1万円引き

☒029-846-3130

365日24時間すぐ対応

運営会社：セレモニー博善(株)
相談センター：阿見町中郷3-1-8

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見中学校 郵便局 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
JA 農協 コンビニ T E L 029-804-0382
E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日 午前9:00～午後6:00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

お住まいの塗り替えをする前に、聞きたい/知りたい/予備知識!をご紹介します 『屋根・外壁塗り替えセミナー』のお知らせ

開催①	9/8金13水16土20水26火	定員	各20名
開催②	9/7木9土14水22金28木	参加費	無料(要予約)
		時間	各日10:00～12:00 (受付9:45～)

※新型コロナウイルス感染症対策として、座席間隔は一定の間隔をあけて開催いたします。

●お問い合わせ受付時間 9時～18時 ※当日のセミナー映像は2021年8月に撮影した映像です。

☎0120-689-419

主催 (一社)市民講座運営委員会 東京都港区浜松町2-2-12-1F
協賛 プロタイムズ稲敷店 茨城県稲敷市佐倉3278

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課☎888-1111(172)

定例相談

行政相談

日時 9月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

人口と世帯

総人口 49,960人 (-5)

男性 24,947人 (-1)

女性 25,013人 (-4)

世帯数 21,732世帯 (-1)

8月1日現在、
常住人口ベース
※()内は前月比、
総務課調べ

公共機関電話番号

うずら出張所 本郷ふれあいセンター
☎ 841-1167 ☎ 830-5100

健康づくり課 舟島ふれあいセンター
☎ 888-2940 ☎ 840-2761

地域子育て支援センター 実穀ふれあいセンター
☎ 891-2772 ☎ 886-5225

霞クリーンセンター 吉原交流センター
☎ 889-0091 ☎ 889-0277

上下水道課 図書館
☎ 889-5151 ☎ 887-6331

町民活動センター 予科練平和記念館
☎ 888-2051 ☎ 891-3344

町男女共同参画センター 総合運動公園
☎ 896-3181 ☎ 889-2788

福祉センターまほろば 教育相談センター
☎ 887-3969 ☎ 888-1225

消費生活センター 阿見消防署
☎ 888-1871 ☎ 887-0119

学校教育課 火災情報案内
☎ 888-0220 ☎ 0297-64-0119

中央公民館 町民ダイヤル
☎ 888-2526 ☎ 887-6600

君原公民館 牛久警察署
☎ 889-1363 ☎ 871-0110

かすみ公民館 牛久警察署 阿見地区交番
☎ 888-8111 ☎ 888-0110

9月・10月の納税

9月

国民健康保険税(第3期) 後期高齢者医療保険料(第3期)
介護保険料(第3期)

納期限 10月2日(月)

10月

町・県民税(第3期) 国民健康保険税(第4期)
後期高齢者医療保険料(第4期)
介護保険料(第4期)

納期限 10月31日(火)

救急車出動状況：7月

阿見消防署管内調べ (前月比)
出場件数 267件(+63) 急病 200件(+69)
交通事故 14件(+4)
救急車の適正な利用を 一般負傷 31件(+3)
お願いします その他 22件(-13)

防災行政無線フリーダイヤル

☎ 0120-131-813

防災行政無線で放送された内容を通話料無料で確認することができます。



〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
☎029-888-1111(代表)
FAX 029-887-9560

役場開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり「広報あみ」お知らせ版参照



町ホームページ



あみメール



公式X



YouTube



主な内容

- 市民活動を支援します … 9
- 秋の交通事故防止 …10
- 「認知症」について考えよう …12
- 子育て応援します …14
- 9月は健康増進普及月間です …18

「定例相談、人口と世帯」などは31ページに掲載しています